る旨が記載されていた。

民 集 未 登 載 最 高 裁 民 訴 事 例 研 究 五三

において、控訴審が、 る趣旨に出るものであるか否かについて釈明権を行使することなくこれを棄却したことに違法があるとされた事 権利能力のない社団であるXが建物の共有持分権を有することの確認を求める旨を訴状に記載して提起した訴訟 Xの請求につき、上記共有持分権がXの構成員全員に総有的に帰属することの確認を求め

共有持分権確認請求事件

例

最高裁令和四年四月一二日第三小法廷判決(令三受九一九号)集民二六七号四一頁、裁時一七八九号一頁、 二五三四号六六頁 判夕一四九九号七一頁、金法二二〇二号八二頁、金判一六五七号二五頁 判時

(事)

起した。上記訴状においては、Xが権利能力のない社団であ認する旨を請求の趣旨として訴状に記載して、本件訴えを提う)について、Xが六分の一の共有持分権を有することを確用いられている木造平家建の建物(以下「本件建物」とい用、(被告・控訴人・被上告人)に対し、町内会館としては、Y(被告・控訴人・社団であるX(原告・被控訴人・上告人)

Xは、第一審において、本件建物の建築時にX及びYを含む三町内会の間で本件建物をその三町内会の共有とする旨の 作建物の共有持分権を有しない旨主張した。第一審判決(横 件建物の共有持分権を有しない旨主張した。第一審判決(横 件建物の共有持分権を有しない旨主張した。第一審判決(横 件建物の共有持分権を有しない旨主張した。第一審判決(横 に対し、Yは、本件合意がされた旨を主張し、こ 本件合意の存否とした上で、本件建物の建築時にX及びYを含 として、Xの請求を認容したため、Yは控訴した。X及びYを含

は、控訴審(原審)においても、専ら本件合意の存否に関すは、控訴審(原審)においても、専ら本件合意の存否に関する主張をした。このように、第一審及び控訴審においては、名主張をした。このように判して、第一審人が控訴審においては、ともなかったが、控訴審判決(東京高判令和三年三月二日公ともなかったが、控訴審判決(東京高判令和三年三月二日公ともなかったが、控訴審判決(東京高判令和三年)との方法をした。

会が本件建物の各自に割り当てられた専用の集会室を管理 負担し合って建築されたものであり、その竣工後も、 付言すると……、本件建物は三町内会が、各自の町内会館と 原審における審理経過に鑑み、本件建物の権利関係について 本訴請求は理由がなく、棄却されるべきである……。」「なお Xが本件建物について共有持分権を有することを前提とする するとおり、当該社団構成員全員に帰属するものであるから 民事一二九号一七三頁参照)、その財産は、後記……で判示 権利能力なき社団は私法上所有権等の主体となることができ 員に総有的に帰属するものであることは明らかである。」「そ 使用してきたことに照らせば、Xを含む三町内会の構成員全 集会室を設ける特別な構造を採用した上、相互に建築資金を して使用する目的で、この目的に合致するよう、 「Xはいわゆる権利能力なき社団であると解されるところ、 (最高裁昭和……五五年二月八日第二小法廷判決・裁判集 ……Xが本訴を提起するに至った原因は、主として上 各自専用 三町内

て、その全部をYに負担させるのが相当である。」で、その全部をYに負担させるのが相当である。」なったY側の違法な実力行使を伴う対応にあったと考えられるから、本の違法な実力行使を伴う対応にあったと考えられるから、本の違法な実力行使を伴う対応にあったと考えられるから、本の違法な実力では、Xを排除して、その全部をYに負担させるのが相当である。」

(判 旨)

破棄差戻し

とも上記判例と異なる見解に立っていたものとはうかがわれたものであって、Xが所有権等の主体となり得るか否かが問たものであって、Xが所有権等の主体となり得るか否かが問題とされることはなかった。権利能力のない社団がその名に題とされることはなかった。権利能力のない社団がその名に題とされることはなかった。権利能力のない社団がその名に題とされることはなかった。権利能力のない社団がその名にあるところ(最高裁昭和……三九年一○月一五日第一小法廷判決・民集一八巻八号一六七一頁参照)、当事者双方は、専ら本「本件の第一審及び原審において、当事者双方は、専ら本

あるとしてこれを直ちに棄却するのではなく、Xに対し、本記共有持分権がX自体に帰属することの確認を求めるもので旨に出るものであると解する余地が十分にあり、原審は、上がXの構成員全員に総有的に帰属することの確認を求める趣をうすると、本件請求については、本件建物の共有持分権

ない。

裁が釈明権不行使の違法によって原判決を破棄した新たな

少なからず存在しているところであるが、

本判決は、

最高

高裁が釈明権不行使を理由として原判決を破棄した事例は

(釈明義務違反)によって控訴審判決を破棄したものであ

昭和二〇年代の一時期の最高裁を除いて、大審院や最

行使する必要があったといわなければならない。 件請求が上記趣旨に出るものであるか否かについて釈明権を

本件請求は上記確認を求めるものであるとしてこれを棄却し したがって、 釈明権の行使を怠った違法がある。」 原審が、上記のような措置をとることなく、

評 釈

本判決に賛成する。

本判決の意義

権を行使する必要があったとして、釈明権不行使の違法 属することの確認を求める趣旨であるか否かについて釈明 能力がないことを理由としてXの請求を棄却したのに対し る確認訴訟について、原判決である控訴審判決がXに権利 有持分権を有することの確認を求める旨を請求の趣旨とす 本判決は、 本件建物の共有持分権がXの構成員全員に総有的に帰 権利能力のない社団であるXが本件建物の共

事例としての意義を有する。

本判決の判旨の意義

として、本件第一審判決を取り消してXの請求を棄却した、 するXの請求を認容して、同旨を判決主文に記載した、 (二) 本件控訴審判決は、Xに権利能力がないことを理 共有持分権を有することを確認する」旨を請求の趣旨と 本件の概要は、(一)本件第一審判決は、 「Xが六分の

(三) 本判決は、 上記のXの請求が「本件建物の共有持分

権がXの構成員全員に総有的に帰属することの確認を求め

「本件請求が上記趣旨に出るものであるか否かについて釈 る趣旨に出るものであると解する余地が十分にあ」るから、

というものである。 明権を行使する必要があった」として破棄差戻しをした、

過去の最高裁判例によれば、

権利能力のない社団に当

事

まで社団の構成員全員に総有的に帰属するにすぎない(最 ることになるわけではなく、 者能力が認められる場合であっても、 社団をめぐる権利義務はあく 権利能力が認められ

最判昭和四八年一〇月九日民集二七巻九号一一二九頁、最 最判昭和三九年一〇月一 判昭和三二年一一月一四日民集一一卷一二号一九四三頁 五日民集一八卷八号一六七一頁、

判決])。

年二月八日集民一二九号一七三頁〔いわゆる蔡氏門中事件 請求棄却判決をせざるを得ないことになる(最判昭和五 ること」を訴訟物とする確認の訴えは、 のため、 「不動産の所有権が権利能力のない社団に帰属す 失当なものとして

Ŧī.

判昭

和四

九年九月三〇日民集二八卷六号一三八二頁)。

そ

のとして請求棄却判決をせざるを得ないことになる。 の趣旨を形式的に見る限り、 になる。 建物の共有持分権がXに帰属すること」であるということ れを形式的に見れば、 権を有することを確認する」旨を訴状に記載しており、こ 旨として、「本件建物について、Xが六分の一の共有持分 をせざるを得ないことになる。しかるに、Xは、請求の趣 物としているのであれば、 がXの構成員全員に総有的に帰属すること」であり、 いてXが訴訟物とすべきなのは、「本件建物の共有持分権 このような過去の最高裁判例を前提とすると、本件にお 「本件建物の共有持分権がXに帰属すること」を訴訟 そのため、 「実体的には権利能力のない 過去の最高裁判例に従えば、Xの請 Xが訴訟物としているのは、「本件 失当なものとして請求棄却判決 Xの請求については失当なも 社 団の構成員全 仮に 求

員に総有的に帰属する不動産については、

実質的には当該

が 0) 13

「Xに対し、本件請求が上記趣旨に出るものであるか否

と理解することができる。

これを前提にすると、本判決

0

っとも、

い一方で、本判決が判示するように「当事者双方とも上記 であるという文字通りの解釈も成り立ち得ないわけではな 持分権がXに帰属すること」を訴訟物とするのがXの意思 とを確認する」旨の請求の趣旨については、あえて「共有 力のない社団に帰属している」と簡略化して表現すること 員に総有的に帰属している」ことを「共有持分権が権利 らすると、「共有持分権が権利能力のない社団の構成 判平成二六年二月二七日民集六八巻二号一九二頁)ことか 社団が有しているとみるのが事の実態に即している」 そうすると、「Xが六分の一の共有持分権を有するこ 現実的にはしばしばあり得ることであるように思わ 能

る。 は、

得ることになる。本判決が「本件請求については、 物の共有持分権がXの構成員全員に総有的に帰属すること を訴訟物とするのがXの意思であるという解釈も成り立ち 見解に立っていたものとはうかがわれない」のであるから、 判例〔注:前出・最判昭和三九年一〇月一五日〕と異なる 「共有持分権がXの構成員全員に総有的に帰属すること」 あ」ると述べているのは、 確認を求める趣旨に出るものであると解する余地が十分 以上のような趣旨を述べるも 本件建

いうことを意味するものと理解することができる。 いうことを意味するものと理解することができる。 旨の請求の趣旨によって、Xがいかなる訴訟物を設定 について、上記の二通りの解釈があり得ることから、Xのについて、上記の二通りの解釈があり得ることから、Xのいうことを意味するものと理解することができる。

したがって、本判決の述べるところは、新たに「共有持 として設定するか否か(訴えの変更をするか否か)につい で、求釈明すべきとしているのではなく、「Xが六分の一 で、求釈明すべきとしているのではなく、「Xが六分の一 で、求釈明すべきとしているのではなく、「Xが六分の一 を員に総有的に帰属することを確認する」旨の請求の趣旨に なってXが設定することを意図した訴訟物が、「共有持分 権がXに帰属すること」または「共有持分権がXの構成員 全員に総有的に帰属すること」のいずれであるかについて、 又の意思を確認すべきとしているものと理解すべきことに (3)

> 事由としたものである。 たものであり、「破棄事由としての釈明義務違反」を破棄

を発し、又は立証を促すことができる」と規定しているため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問い民事訴訟法一四九条一項は、「訴訟関係を明瞭にするた

権不行使が破棄事由になり得ることは概ね承認されてきてらず存在しており、また、学説においても、古くから釈明釈明権不行使を違法として原判決を破棄するものが少なか告審による原判決の破棄事由となり得ることを前提として、

て、

大審院や最高裁の判例においては、

釈明権不行使が上代の一時期を除い

位置付けである。もっとも、め、条文の文言上は、釈明な

釈明権の行使は裁判所の権能という

昭和二〇年代の一

はすでに一般に定着している状況にある。いるため、破棄事由としての釈明義務違反の存在そのもの格不行侵が破棄事由になり得ることは概ね承認されてきて

に「釈明義務」という)の範囲である。この点については、すなわち、その違反が破棄事由となる釈明義務(以下、単

問題となるのは、

破棄事由としての釈明義務違反の

範

は、釈明義務の範囲に関する過去の議論の展開をあらため時代によって考え方が異なる傾向にある。そこで、以下で

(一) はじめに 一 破棄事由としての釈明義務違反

本判決は、釈明権の不行使を違法として原判決を破棄し

なり得る部分を含む)。

(本判決との関係では若干蛇足と

大審院から最高裁の昭和四〇年代頃までの判例

の

展

開

大審院の時代においては、

まず、

大判明治三九年六月九

明

増加した。 明権の不行使を理由として原判決を破棄する事例が著しく 旨を判示している)。その後、 ときは大審院は何とか理窟をつけ殊に釋明不十分を理由と きものを勝たせようとの ている。このような大審院の傾向については、勝たせるべ 提出をさせるための釈明 月九日民録一七輯三八六頁も不明瞭を正す釈明に関して同 分を補充させるための釈明 すための釈明 如キハ不法」として、当事者の申立て・主張の不明瞭を正 瞭又ハ不十分ナルコトヲ理由トシテ直チニ敗訴ヲ言渡スカ H ったものという評価 廉アルトキハ之ヲ補充セシメサルヘカラス従テ其 ノ点アルトキハ之ヲ釈明セシメ又其ノ主張事実ニ不十分 民録一二輯九五六頁は、「裁判所ハ当事者ノ申立ニ不明 釈明権の不行使を違法としたものも多くあると評され 釈明権の不行使を違法としていた その中には、 (不明瞭を正す釈明)や当事者の主張の不十 画のほ₍₅₎ 当事者に新たに適当な訴訟資料の (訴訟材料新提出の釈明)に関し 意図から具体的事案の妥当性 (訴訟材料補完の釈明)に関し 昭和期に入ってからは、 「二審判決の結論が誤った (大判明治四四年六 ()不明 釈

四三年一〇月三一日民集二二巻一〇号二三五〇頁)

に関す

得る他の法律構成があり得ることになる場合(最判昭

るもの、

îi

当該事案について裁判所が適当と考えるべ

n

二〇巻四号五六〇頁)

や当該事案との関係で請求認容とな

五日集民八一号一三七頁、 が適当ではないことになる場合

最判昭

和

四

年四月一二日民

(最判昭和四〇年一一月二

5 してこれを破毀するという感があった」という評価もある。 ないもの)を前提にすると、 すべき特定の法解釈 うになる。例えば、(i)裁判所が適当なものとして採用 構成に関連して求釈明を求めるべきとするものが現れるよ 四頁)、さらに、 ることとなった場合に、 べきとしたものが主であったが、 後半にかけては、当事者の申立てや主張の趣旨を求釈明 が現れるようになる。 昭和二〇年代終盤から釈明権不行使を理由とする破棄事 が現れ 権不行使を理由とする破棄事例がない状態が続い 戦後の最高裁においては、 裁判所の心証の結果として当事者の立証が不十分であ (最判昭和三九年六月二六日民集一八巻五号九五 昭和四〇年代になると、 (当事者が誤解しているか認識 昭和二〇年代終盤から昭和三〇年代 立証の補充を求めるべきとしたも 形式的には当事者の法律構 昭和二〇年代中盤までは、 昭和三〇年代終盤になる 法的見解や法律 たが

0

事案に適当ではない当事者の法的構成に従って判決した場 合に関するもの き法律構成を当事者が認識していない場合において、 (最判昭和四一年六月三○日集民八三号九 当該

がある。

そして、最判昭和四四年六月二四日民集二三巻七号一一

その主張事実を合理的に解釈するならば正当な主張として 五六頁(上記の(※)に属するもの)は、「当事者の主張 が、法律構成において欠けるところがある場合においても、

てその主張の趣旨を釈明したうえ、これに対する当事者双 を排斥することなく、当事者またはその訴訟代理人に対し もこれを裏付けうる資料が存するときは、直ちにその請求

> 明瞭・矛盾・欠缺・不用意がある場合における補充的な釈 的に特定の申立て・主張等を提出しているが、それらに不

構成することができ、当事者の提出した訴訟資料のうちに

当事者の真の紛争を解決することが公正を旨とする民事訴 ここに出ることなく当事者の主張を不明確のまま直ちに排 訟制度の目的にも合するものというべく、かかる場合に、 方の主張・立証を尽くさせ、もつて事案の真相をきわめ

律構成があり得ることになる場合に求釈明をすべきとする れている事実を前提とすると、 るに至っている。その後も、当事者によって弁論に顕出さ 法があるものというべきである」と明確な一般論を判示す 請求認容となり得る他の法

斥することは、裁判所のなすべき釈明権の行使において違

頁¹³もの が続く。

(最判昭和四五年八月二○日民集二四卷九号一三三九

 \equiv 中野説による分析

使が違法とされたのは「消極的釈明」であり、昭和三○年 以上のような戦後の最高裁判例の展開に関する分析とし 昭和二〇年代終盤から昭和三〇年代後半にかけて不行

て、

代終盤から昭和四〇年代にかけて不行使が違法とされ 「積極的釈明」であるという見解 (中野説)がある。

中野説においては、「消極的釈明」とは、「当事者が積極

は

当な申立て・主張等をしない場合に、裁判所が積極的にそ 明」であり、「不明瞭を正す釈明」を主とし「訴訟材料補 れを示唆・指摘してさせる、 いて不当または不適当である場合、 釈明」とは、「当事者のなした申立て・主張等が事案に 完の釈明」の一部を含むものであるのに対して、「積 是正的釈明」であり、 あるいは、当事者が適

を含むものである、とされている。 (IS) そして、 中 一野説は、 消極的釈明に関しては、 「釈明

材料補完の釈明」の一部と「訴訟材料新提出の釈明」など

行使が違法であることは、

多言を要しない」が、

積極的 権不

が必要であり、 ない」ため、釈明義務の存否については多面的な利益考量 を枉げ、 かりではなく、 関しては、 期 待可能性、 当事者の公平を害する結果となりうることは否め (イ) 当事者の申立て・主張等の法律構成の不備。 そのファクターとして、(ア) 「訴訟追行に関する当事者責任を希釈する 当事者に対する影響によって実体的真実 (エ) 当事者間の公平、(オ) その他 勝敗転換の

中 野説の評

げられる、としている。 (16)

根本的な紛争解決の可能

訴訟遅延の招来など)が挙

は、

通り、 問題と結びつけて論じられる点に特徴がある されてきているものの、 る上で、 釈明権の分類に関してはこの他にも様々なものが提唱 極的釈明」と「積極的 現在においては、 比較的一 般に定着した分類であるといえる。そし 釈明権や釈明義務の問題を考察す 中野説の分類は釈明義務の範囲 釈明」という概念は、 周知の 0

であ。(18) 。 判断基準としての適切性や機能性に する上記の 価 の っとも、 色彩が強いものであるため、 確かに、これらのファクタ (ア)から(オ)までのファクターに関して、 この中野説に対しては、「 事後的な分析のツー 1 つき批判があるところ は判 積極的 断者の主 釈 崩 一観的 に関 ル な

評

ら

不明 とはいえ、

一瞭な場合や意思解釈の選択肢のいずれにも当事者

消極的釈明に関しては、

意思解釈の選択肢

あるとはいえよう。 (19) とはなり得ても、 事 前 の基準としては機能しにく いも 0

ても、 かに、 論に結びつけることには問題があるという批判もある。 (3) 質的には積極的 主に当該選択肢を当事者に示唆するものである場合は、 あり得そうにない 解からすると適切であるもの 思解釈の選択肢として挙げられるものの中に、 を前提としたものであるが、 等についての意思解釈の選択肢が複数あり得るとい 明」に関しては、 ない。 また、 類されることになっているが、 ルクマールとして不明確であるため、 ·得る(「不明瞭を正す釈明」は、 また、「消極的釈明」と その一部は消極的釈明に、 実質的に見れば積極的釈明に類するような場合もあ 中野説によれば、 消極的釈明に分類される「不明 釈明に類するものと見ることもできる)。 選択肢が含まれており、 「不明瞭を正す釈明」 訴訟材料補完の 積 0 例えば、 極的 別の その基準は明確にされ 当事者の従前の意思に 当事者の申立て・ 釈明」 釈明義 当該事案における意 部は積 の形式をとって 釈 という 求 初明 釈明 極的 務 裁判 瞭を正す Ő に関して 釈明に分 範 区 0 趣旨 別 所 囲 0 主 t が 0 実 結 X

ŋ

£

法的観点指摘義務

和五〇年代から平成前半にかけて、

裁判所の当事者に

まず、

裁判所が適当と考える法解釈を当事者が共有していな

①法解釈についての見解の指摘義務につい

主張が真意に即して受け止められることも、弁論権や手続本的に釈明義務があると理解して問題はないように思われる。なぜなら、釈明権の意義については、必ずしも弁論主治事者の弁論権保障や手続保障にあるとするのが現在では当事者の弁論権保障や手続保障にあるとするのが現在ではつ般的な考え方であるところ、当事者が申立て・主張等をする機会を与えられることのみならず、当事者の申立て・する機会を与えられることのみならず、当事者の申立て・する機会を与えられることのみならず、当事者の申立て・ま張が真意に即して受け止められることも、弁論権や手続来的な「不明瞭を正す釈明」を念頭に置くのであれば、基来的な「不明瞭を正す釈明」を念頭に置くのであれば、基来的な「不明瞭を正す釈明」を念頭に置くのであれば、基本的な「不明瞭を正す釈明」を念頭に置くのであれば、基本的な「不明瞭を正す釈明」を念頭に置くのであれば、基本のでは、

真意があり得ると見られる場合におけるような、

いわば本

他方、積極的釈明に関しては、事実問題と法律問題を切り分け得ることを前提に、事実問題は釈明義務の領域に属するという考え方に立った上で、積極的釈明務の領域に属するという考え方に立った上で、積極的釈明のものと言われてきた過去の最高裁判例の事例の多くは、後述する法的観点指摘義務の領域に属するものであったと捉えることも可能であると指摘されている。また、そのような捉え方を前提に、原則として積極的釈明義務の領域に属するとも可能であると指摘されている。

肯定する理解が定着してきている。当該義務の内容につい法的観点指摘義務などの呼称とともに、当該義務の存在を法的観点指摘義務などの呼称とともに、当該義務の存在を対する法領域または法律問題に関する指摘義務を提唱する対する法領域または法律問題に関する指摘義務を提唱する

「少なくとも一方当事者に知られていない法律問題についてはさまざまな見解があるが、代表的な見解においては、肯定する理解が定着してきている。当該義務の内容につい

て、当事者に攻撃防御の機会を与えるために、裁判所が当

保障の内容に含まれると考えるべきであるからである。

そして、いかなる場合に法的観点指摘義務が生じるかにないし決定」)とに大別されることになると思われる。(3)

は概ね以下のようなものになるように思われる。 が、上記の大別に従って整理すると、議論の現状の到達点が、上記の大別に従って整理すると、議論の現状の到達点ついては、学説において議論されてきているところである

127

て

次に、②当該事案に適合的な法律構成についての見解の

る。

と考える法解釈を当事者に指摘する義務があると考えられにすることができていない場合」は、裁判所は自らが適当結果として、当事者が当該法解釈に沿った攻撃防御を十分

当該法律構成との関係で必要な事実がすべて弁論に顕れて の評価は積極的釈明についていかなる評価をするかという 極的釈明に類似する性質を有することになることから、そ とを意味することになる。そのため、このような指摘は積 訴訟上有利に作用する当事者に攻撃防御の機会を与えるこ える法律構成を当事者に指摘することは、 論に顕れているわけではないとき」は、 において、当該法律構成との関係で必要な事実がすべて弁 所が適当と考える法律構成を当事者が認識していない場合 と考えられる。これに対して、ⓒ「当該事案について裁判 らが適当と考える法律構成を当事者に指摘する義務がある 者に攻撃防御の機会を与える必要があるため、裁判所は自 いるとき」は、 考える法律構成を当事者が認識していない場合において 指摘義務について。⑤ 当該法律構成が訴訟上不利に作用する当事 「当該事案について裁判所が適当と 裁判所が適当と考 当該法律構成が

点に関係することになる。

当該法律構成との関係で必要な事実がすべて弁論に顕れて

召□□○F代以降の最高裁の判例の展(六)昭和五○年代以降の最高裁の判例の展

るもの(最判昭和五〇年一一月二八日判時八〇五号六三頁、 (31) るべき法律構成を当事者が認識していない場合におい 九号三七頁)、(.iv) た事案に関するもの ていない場合において、当事者の法的構成に従って判決 月三〇日集民一八三号四二三頁など)、(:1)当該事案に 八年一〇月二八日集民一四〇号二三九頁、最判平成 最判昭和五八年六月七日集民一三九号八九頁、最判昭(35) 当事者の攻撃防御が不十分であったことになる場合に関す 者が誤解しているか認識していないもの)を前提にすると、 裁判所が適当なものとして採用すべき特定の法解釈 判昭和六一年四月三日集民一四七号四八九頁など)、(;;) 攻撃防御が不十分であったことになる場合に関するも していないもの)を前提にすると、 すべきと判断した特定の法解釈 裁の判例としては、(i)最高裁が適当なものとして採 いて裁判所が適当と考えるべき法律構成を当事者が認識 (最判昭和五一年六月一七日民集三○巻六号五九二頁、(3) 昭和五〇年代以降に釈明義務違反を破棄事由とした最高 当該事案について裁判所が適当と考え (最判昭和六○年六月一八日金判七二 (原審および当事者が認 原審における当事者 九年五

るべきと解するならば、妥当な結論という評価も十分に

 $\widehat{\Xi}_{(\underline{\square})}$

可

能であるように思われる。

たことによって、立証が不十分となった場合に関するもの 五頁)、(v)自らが提出した証拠の趣旨を当事者が誤解し(ᢃ) するもの(最判平成二二年一○月一四日判時二○九八号五 いたときに、 (最判平成一七年七月一四日判時一九一一号一〇二頁) が(42) 裁判所の法的構成に従って判決した事案に関

挙げられる

これらについて若干の検討を加えておくと、

前述 <u>£</u>

ては、裁判所が適当と考えるべき法律構成に従って判決を きるため、これらについては、釈明義務違反を破棄事由と 属し、(iv)は前述の⑤に属するものと理解することがで の整理に沿って見れば、(i)および(ii)は前述の②に したことは妥当であるということになろう。(ⅲ)につい

る求釈明については消極的釈明に準ずる程度に義務性を認 れる必要があるということになろうが、 そうであるとすれば、その妥当性については慎重に評価さ 問題と考えるかについては議論があり得るところであろう。(空) 妥当であるとしても、釈明義務または法的観点指摘義務の する義務があるという前提に立てば、破棄差戻しの結論は (v) については、積極的釈明と見ることも可能であり、 証拠の提出に関す

> ものではあるが、最大判平成二二年一月二〇日民集六四(4) 益性に関わる住民訴訟であったという点で、特殊な事案の なお、憲法適合性が問題となるものであったことや、

公

号一頁は、規範的要件の法的評価を消極的に基礎づけ が認識し

原審も当該法的構成があり得ることを斟酌せずに判決した ていたにもかかわらず、被告が当該法的構成を主張せず、 る法的構成があり得ることを原審(および被告)

のに対して、釈明義務違反として破棄差戻しとしている。

本判決の検討

四

る。

すると、本判決が破棄事由としたのは、 違反であるということになる。以上を前提とすると、(雲) な「不明瞭を正す釈明」の領域に属することになる。そう はうかがわれない」のであるから、前述したような本来的 和三九年一〇月一五日〕と異なる見解に立っていたものと するように「当事者双方とも上記判例〔注:前出・最判 に関する意思の不明瞭を正す必要があったというものであ 前述の通り、本判決が述べるところは、Xの訴訟物設定 これを前提にすると、 本判決の問題は、本判決が判 消極的釈明義務 示

129

に、Xの実質勝訴であることを認めているにもかかわらず、「Xが六分の一の共有持分権を有すること」をXが訴訟物としているという、Xの請求の趣旨の外形的文言からの形式的な判断によって、上記のような心証に反する請求棄却の結論としたものであって、当事者の申立ての真意に沿って審判をすべきという意味での手続保障に欠けたものであったというべきであるから、釈明義務違反と評価すべき基礎は十分にあるといえよう。

とがある。

あっても、本判決は、請求の趣旨や判決の主文において「共 有持分権が権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰 属している」と記載(表現)することがおよそ許容され 得ないか否かについては、とりたてて明らかにしていない 得ないか否かについては、とりたてて明らかにしていない ものと見られる。そうだとすると、請求の趣旨および判決 の主文においてこのような記載(表現)をすることを許容 する見解に立つ裁判所においては、「原告(権利能力のない社団に 属している」と記載(表現)することがおよそ許容され の主文においてこのような記載(表現)をすることを許容 の主文においてこのような記載(表現)をすることを辞容 の主文においてこのような記載(表現)をすることを確認す なお、本判決は、請求の趣旨や判決の主文において「共

、、と見る余地は残されているように思われる。

- ても、「求釈明」の意味で「釈明」という用語を用いるこ権」が一般的な用語として定着しているため、本稿におい(1) 語義に照らすと「求釈明権」が適切であるが、「釈明
- (2) なお、若干捻った読み方ではあるが、 があった、というものであると読むこともできる り得ることを認識し、Xに対してこのことを指摘する必要 本件控訴審裁判所としては、上記のような見解の相違があ 本件控訴審裁判所との間で見解の相違があったことから、 の主文における記載 すれば、本判決の述べるところは、請求の趣旨および判決 という見解に立っていた可能性もある。 団に帰属している」と記載(表現)することが可能である ない」とすると、 み方もあり得よう。 に帰属している」ことを「共有持分権が権利能力のない社 | 上記判例と異なる見解に立っていたものとはうかがわれ - 共有持分権が権利能力のない社団の構成員全員に総有的 X は、 すなわち、本判決が判示するように (表現) 請求の趣旨や判決の主文において、 の方法の可否に関して、 仮にそうであると 以下のような読
- 合において、本判決の述べるような求釈明に応じてXになに帰属すること」を訴訟物とするのがXの意思であった場(3) そうすると、「共有持分権がXの構成員全員に総有的

- (4) 磯村義利「釈明権」民事訴訟法学会編『民事訴訟法講・(4) 磯村義利「釈明権」民事訴訟法学会編『民事訴訟法書においては、「不当を除去する釈明」という分類も挙げらにおいては、「不当を除去する釈明」という分類も挙げらにおいては、「不当を除去する釈明」という分類も挙げられているが、同論文(四八三頁)も述べている通り、この分類は釈明権不行使の違法(釈明義務違反)と関連付けられるものではないため、論述の混乱を避けるために、釈明れるものではないため、論述の混乱を避けるために、釈明れるものではないため、論述の混乱を避けるために、釈明れるものではないため、論述の混乱を避けるために、釈明権」民事訴訟法書
- (二)」法学二四巻二号(一九六○年)一二六頁。 斐閣、一九五六年)一五九頁、安井光雄「釈明権について ・ 村松俊夫『総合判例研究叢書 民事訴訟法(一)』(有

載は省くこととする。

最判昭和二九年九月二一日集民一五号五八七頁、最判昭和(7) 最判昭和二九年八月二〇日民集八卷八号一五〇五頁、(6) 磯村·前掲(注4)四八六頁。

七年五月二四日集民六○号七六七頁、最判昭和三七年一○年一二月二二日民集一五巻一二号二九○八頁、最判昭和三三二六年四月二五日民集一五巻四号八九一頁、最判昭和三六三○年一○月一八日民集九巻一一号一六三三頁、最判昭和

的には確認の利益を欠くものとなり得ることから、請求のればならないという法解釈を前提とすると、訴訟物が形式(8) いずれも、確認の訴えの対象は現在の法律関係でなけ民六二号七五一頁など。

月五日集民六二巻七〇九頁、

最判昭和三七年一〇月九日集

- について求釈明をすべきとしたもの。
 他に原告にとって適切な請求があり得ることから、この点
 他に原告にとって適切な請求があり得ることから、この点
 のいて求釈明をすべきとしたもの。
- ついて求釈明をすべきとしたもの。をしている場合に、なお条件を付して請求をするか否かに(10) 当事者が法律関係を誤解して不要な条件を付した請求
- について所轄農地委員会に働きかけて買収処分を受けて、 し入れがあった。原告は、この申入れを了承して、農地甲乙について、原告の保有地とするように取り計らう旨の申受ける予定となっている元原告所有で国に買収された農地買収させてその代金を被告に交付すれば、被告が売渡しを買収させてその代金を被告に交付すれば、被告が売渡しを

その代金を被告に交付し、被告に対して、農地乙について、表別県知事に対する農地法五条による所有権移転許可申請受知県知事に対する農地法五条による所有権移転登記をせよとの判決を求める訴えを提起した。原判決は、原告主張の事実関係から原告主張の請求権は発生しないとして請求乗却判決をしたのに対して、この最判は、農地乙の条件付き売買契約に基づく請求であると解することもできるため、この点について求釈明すべきであったとした。

12 事実関係とこれに基づく法律構成が、それ自体正当ではあ ではあるが、最判昭和四五年六月一一日民集二四巻六号五 できるにかかわらず、原告においてそのような主張をせず なつた訴訟資料、 される場合においても、その訴訟の経過やすでに明らかに 違いがあつて、その請求を認容することができないと判 るから、 の真の解決をはかることを目的として設けられたものであ 案の真相をきわめることによつて、当事者間における紛争 る不合理を修正し、訴訟関係を明らかにし、できるだけ事 ことができ、 づく事実関係が主張されるならば、 六頁は、「釈明の制度は、弁論主義の形式的な適用によ また、釈明権行使の違法が問題となった事案に関して 証拠資料によつて認定される事実関係との間に喰 原告の申立に対応する請求原因として主張された 当事者間における紛争の根本的な解決が期待 証拠資料からみて、 原告の請求を認容する 別個の法律構成に基

律構成を示唆してその真意を確めることが適当である場合であり、場合によつては、発問の形式によつて具体的な法質とするところを釈明することが許されるものと解すべきが別個の請求原因にわたる結果となる場合でも、事実審裁が別個の請求原因にわたる結果となる場合でも、事実審裁が別個の請求原因にわたる結果となる場合でも、事実審裁が別個の請求原因にわたる結果となる場合でも、事実審裁が別の方法によっに関係をしないことが明らかに原告の誤解かつ、そのような主張をしないことが明らかに原告の誤解

(3) 否認訴訟において、原因行為の否認は認められないが、対抗要件否認の主張立証を備えさせるために求釈明をすべ対抗要件否認を基礎づける事実が弁論に顕れている場合に、

も存する」と判示している。

出・ジュリ五〇〇号〔一九七二年〕三四八頁以下)。認〔増補版〕』(弘文堂、一九八七年)二一五頁以下(初記「増補版」」(弘文堂、一九八七年)二一五頁以下(初2)中野貞一郎「弁論主義の動向と釈明権」同『過失の推

- (15) 中野・前掲注(14)二二〇頁注五
- (16) 中野・前掲注(14)ニニ三―ニニ五頁
- 本和彦編『注釈民事訴訟法(三)』(有斐閣、二〇二二年)(17) 詳細については、高田裕成=三木浩一=山本克己=山
- 四一八頁以下〔野村秀敏〕参照。
- 木浩一「判批(最判平成二二年一月二〇日民集六四巻一号一考察」九大法学八一号(二〇〇〇年)三四六頁以下、三の一の田賢治「釈明義務違反による破棄差戻しについての

- 19 頁)」法学研究八四卷五号(二〇一一年)一 三木・前掲注 (18) 一五四頁 五四頁以下。
- 20 二〇頁 高田=三木=山本 [野村秀敏]。 (克) =山本 和) 編・前掲注(17
- なっているものと思われる。 出の釈明」の区別の曖昧さが影響して、 おそらく、「訴訟材料補完の釈明」と「訴訟材料新提 このような分類と
- 前出 (注(12))・最判昭和四五年六月一一日参照
- 九頁、 集』(有斐閣、一九九○年)二二頁、新堂幸司『新民事訴 **『重点講義民事訴訟法〔第二版補訂版〕』(有斐閣、二○** 竹下守夫「判批」民事訴訟法判例百選 [第六版]』(弘文堂、二〇一九年) 山木戸克己「弁論主義の法構造」同 四九六頁、 〔第二版〕一六 『民事訴訟法論
- 前揭注(18)一五五頁。 して」判タ一〇〇四号(一九九九年)二六頁以下、三木 阿多麻子「法的観点指摘義務 裁判官の行為準則と

一三年)四四八頁注三九など。

- 25 三木・前掲注(18)一五五頁
- 26 民事訴訟法の基礎理論』(信山社、 (上)』(法律文化社、 法領域における当事者権 (初出・吉川大二郎博士追悼論集『手続法の理論と実践 徳田和幸「法領域における手続権保障」 一九八〇年)一二五頁以下)、堤龍彌 ―フランス及びわが国におけ 一九九四年) 同 「フランス 八六頁以

- 年)三二三頁以下)など。 ける法律問題に関する審理構造(一)~ 山 (一九八九年) 一七五一頁以下、一〇七巻三号(一九九〇 六卷九号(一九八九年)一六○六頁以下、一○六卷一○号 協会雑誌一○六巻四号(一九八九年)五二二頁以下、 Ŧi. る理論状況の素描 社、 年) 二一頁以下、 一九九五年)一七頁以下(初出・同「民事訴訟にお 山本和彦 神戸学院法学一五巻二号(一九八 『民事訴訟審理構造論』 (四・完)」法学
- 27 訟法 訟法 頁 郎=松浦馨=鈴木正裕編『新民事訴訟法講義 "Rechtsgespräch"について(四)」法学論叢一二○巻一号 年)三二〇頁、山本克己「民事訴訟におけるいわゆる (一九八六年) 四一頁など、松本博之 = 上野桊男『民事訴 (有斐閣、二〇一八年) 二三二頁、 新堂・前掲注(23)四九六頁、 伊藤眞 [第三版]] [第八版]』(弘文堂、二〇一五年) 六〇頁、 『民事訴訟法 (岩波書店、二〇二〇年)三〇頁など。 [第七版]』(有斐閣、 高橋・前掲注 長谷部由起子『民事訴 [第三版] 23 四 五 中野貞
- 山本 (和)・前掲注(26)二五六頁

28

29 斐閣、二〇一二年) |明義務の関係について」熊本法学一三〇号 (二〇一四 三木浩一=山本和彦編 山本 (和)・前掲注(26)三一七頁 七四頁、 『民事訴訟法の改正課題』 濵﨑録「法的観点指摘義務と

(有

年) 一七〇頁。

- 31 頁 以下について、 園田賢治 当事者権の保障に着目した釈明権行使の類型化の 「法的観点指摘義務の類型化についての一試 三木=山本編・前掲注(30)七四―七七
- 代的課題と理論的解明』 端として」徳田和幸先生古稀祝賀論文集『民事手続法の現 れば相殺は可能であるという法解釈を前提にすると、実質 滅前に裏書取得している必要はなく、 た手形債権を自働債権とする相殺の可否に関して、 反対債権が時効消滅している場面における裏書取得し (弘文堂、二〇一七年) 二一一頁 実質的に取得してい
- 33 明をすべきとしたもの。 物の価額の主張立証がなされていない結果となるため求釈 であるという法解釈を前提にすると、 否認権の価額償還請求権の価額算定時は否認権行使時 否認権行使時の目的

求釈明をすべきとしたもの。

的取得時に関する主張立証が不十分である結果となるため

- すべきとしたもの。 論を前提として、 という(当事者が認識していなかったと思われる) して知事に対する届出なしに当該売買契約の効力が生じる 農地の売買後に当該農地が宅地となった場合は原則と 現況が宅地であるか否かについて求釈明 判例理
- 35 対して、被保全債権に関する別訴において勝訴判決が確定 債権の存在を立証しなかったため請求棄却判決をしたのに 詐害行為取消訴訟において、 原判決は、 原告が被保全

- 求釈明をすべきとしたもの した可能性があるとして、被保全債権の立証を促すために していることから、 原告が立証の必要性がないものと誤解
- て、 ついて求釈明すべきとしたもの。 れに対する金四五〇万円の支払いを求める趣旨であるかに る部分について請求棄却をしたことについて、 被告に命じた第一審判決を取り消して、二二五万円を超え 解釈されること(原告は認識していなかった)を前提とし の趣旨は各原告が二二五万円ずつの支払いを求めるものと 「原告両名に対し金四五〇万円を支払え」という請求 原判決が、原告の一名に対し二八五万円余の支払いを 原告それぞ
- 立証について被告に求釈明をすべきとしたもの て請求認容判決をしたのに対して、上記売渡しの日の主張 なり後であると考えられる)を自主占有開始時期と認定し く売渡しの日)について主張立証をしなかったため、 原告(占有者)の自主占有開始時期(農地法六一条に基づ を原因とする所有権移転登記を受けていたにもかかわらず、 の認識を欠いていたため、自身が目的不動産について贈与 被告は、 原告の所有権保存登記の日(上記売渡しの日よりも 取得時効を原因とする所有権移転登記請求において、 時効完成前後の第三者に関する法的問題について
- について、原告が前主である権利能力のない社団との前後 権利能力のない社団 (原告) の土地所有権の 取

38

棄却判決をしたのに対して、 同 所有権の承継に関する主張の趣旨を求釈明すべきとしたも 旨の主張をしていることが窺われなくもないとして、 一性を主張したが、 原判決が前後同一性を否定して請求 前主から原告が承継取得した 土地

- 当事者が予測困難だった信義則という法律構成を採るので 歳で定年退職とされたため、定年退職を八○歳とする旨の 規程はなきに等しく八○歳くらいまで就労可能であるとい 学校法人の理事から(定年退職年齢を六五歳とする)定年 とらなかったことには釈明義務違反があるとしたもの および反証の機会を与えるべきであり、そのような措置 定年退職後一年分の賃金支払請求を認容したのに対して、 あれば信義則上一年前までに告知する義務があったとして 払請求訴訟において、 合意の存在を主張して提起した雇用関係確認および賃金支 う趣旨の話を聞いていたところ、定年規程に基づいて六五 いれば、 学校法人に勤務していた大学教員が、 その法律構成の適否を含めて、 原判決は、 定年規程を適用するので 被告に十分な反論 採用の際に当該
- をするかについて被告に求釈明すべきとしたもの。 部についての弁済のみを認定したのに対して、 立証の補充
- 巡って)分かれ得るように思われる。 二七頁)、(;≡) についての評価は(特に当事者の無過失を 要であると解すると(山本 失および指摘によって生じる攻撃防御の機会の重要性が必 られても、それを破棄事由とするためには、 ただし、行為規範として法的観点指摘義務違反が認め (和)・前掲注(26)三二六―三 当事者の無過
- 三木=山本編・前掲注(30)七六頁

43 42

当である、 強いため、「立証についての釈明」と分類しておく 正す釈明」に準ずるような違法性の評価を受ける可能性が す釈明」に近い面があり、 の釈明」や「訴訟材料新提出の釈明」よりも「不明瞭を正 うと思っていることは当然といえるから、「訴訟材料補完 ことを前提にすると、当事者は必要があれば立証を尽くそ 使について、すでに申立て・主張が完全に提出されている 任」新堂幸司編集代表『講座民事訴訟④審理』(弘文堂) 九八五年)一四三―一四四頁は、 「訴訟材料補完の釈明の一 奈良次郎「訴訟資料収集に関する裁判所の権限と責 と論じている。 中野説は その釈明権不行使は「不明瞭を 部 が消極的釈明に含まれ 証拠の提出 「不明瞭を正す釈明 の釈明権行

と

0

としているが、「立証についての釈明」を「訴訟材料補完

釈明の一部」と同じもの見ることができるならば、

る。説と中野説は重なり合いのあるものと評価することもでき

(4) 三木・前掲注(18)一五一頁は、同判決の事案の特殊性(4) 三木・前掲注(18)一五一頁は、同判決の事案の特殊性

(45) 本判決の述べるような求釈明に応じて、Xは請求の趣旨を改める必要があることになるから、積極的釈明にあたるという見解もあるが(濱﨑録「判批」法教五〇四号(二〇二二年)一二二頁)、これは「請求の趣旨を改める」ことの性質を訴えの変更と捉えることを前提にしたものであるように思われる(もっとも、前述(本文の二)した通り、本判決の要求する求釈明は、訴えの変更を求めるものではないと考えられる)。

(表現」の方法に関する見解の相違)によれば、求釈明の 「表現」の方法に関する見解の相違)によれば、求釈明の 内容となるのは記載(表現)の法的な許容性に関する問題 であり、これは法令の解釈についての見解の相違に類似するものであるため、本判決が破棄事由としたのは法的観点 指摘義務(前述(本文の三(五))の③に属する)の違反 であるということになるように思われる。そうすると、前 であるということになるように思われる。そうすると、前

このような読み方によっても、

本件控訴審判決を破棄した

障に欠けたものであったということになる。 識を当事者と共有しつつ審判すべきという意味での手続保ような読み方によると、本件控訴審判決は、適切な法的認本判決の判断は支持してよいように思われる。なお、この

(47) 「本判決によれば、今後は、同種の事案において社団自体の所有権確認請求がなされている場合に、社団構成員自体の所有権確認請求がなされている場合に、社団構成員の総有的帰属の確認を求める趣旨か否かの釈明がなされなければならないことになる」という指摘があるが(演略・前掲注(45)一二二頁)、これは「共有持分権が権利能力のない社団に帰属している」と記載(表現)することはおよそ許容され得ないという前提に立ったものであると思われる。

解説)一〇四頁に接した。 「本件判批」ジュリ臨増一五八三号(令和四年度重要判例「本件判批」ジュリ臨増一五八三号(令和四年度重要判例「本件判批」甲南法務研究一九号一五七頁および伊東俊明藤新太郎「本件判批」NBL一二三一号八三頁、宮川聡[付記] 脱稿(脱稿日:令和四年一一月一〇日)の後に、加

山木戸勇一郎